

## 令和2年度第10回教育研究評議会議事要旨

日時	令和3年2月19日（金） 16時19分～16時58分
場所	Web会議
出席者	学長，渡理事，山下理事，寺本理事，檜澤人文・社会科学域長，豊田自然科学域長，末岡医学域長，板橋教育学系長，吉住芸術学系長，山下医療系長，小林農学系長，岩本全学教育機構長，大島附属図書館長，高棕総合分析実験センター長，甲斐評議員，荒木評議員，中村評議員，青木評議員，後藤評議員，一色評議員
欠席者	なし
陪席者	佐々木監事，山崎事務局長

### ○ 審議事項

#### 1. 審議事項

#### 2. 令和3年度授業目的公衆送信補償金について

山下理事より，授業目的公衆送信補償金制度の概要，一人あたりの補償金額及び本学の補償金支払額について，説明があり，また令和3年度においては，収容定員数分の補償金額を運営費交付金において予算措置される旨，全学教育機構において，本制度のFD研修会を予定している旨，説明があり，審議の結果，了承された。

岩本全学教育機構長より，山下理事から説明があった本制度に関するFD研修会を，3月より各学部を回って行う予定であることから，ご協力いただきたい旨，本制度に関する補足説明があった。

#### 3. 寄附講座の設置（新規）について

寺本理事より，令和3年4月1日から令和5年3月31日（2年間）において，社会医療法人雪の聖母会より申込みがあった「先進集中治療学講座」を新規設置する旨，説明があり，次いで，末岡医学部長より，本講座の新規設置の経緯について説明があり，審議の結果，了承された。

#### 4. 研究科の改組に伴う国立大学法人佐賀大学基本規則等の一部改正について

総務課長より，令和3年4月1日における大学院理工学研究科の改組（博士後期課程の設置及び修士課程の博士前期課程への名称変更）に伴い，佐賀大学基本規則等の関係規則を一部改正する旨，説明があり，審議の結果，了承された。

#### 5. 国立大学法人佐賀大学情報統括責任者及び情報統括責任者補佐の設置に関する規程の一部改正について

##### 国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規則の一部改正について

渡理事より，情報システムに係る内部統制の強化を図るため，国立大学法人佐賀大学情報統括責任者及び情報統括責任者補佐の設置に関する規程及び国立大学法人佐賀大学情報企画委員会規則の一部改正を行う旨，改正の概要について説明があり，審議の結果，了承された。

6. 役員会の議題精査に伴う規則等の一部改正について

総務課長より、役員会について、学外理事を含めた役員間における重要事項の意見交換等を中心とした機能強化を実現し、役員会の実質化を図ることを目的として、各部局の協力を得ながら、役員会審議事項の精査を行った旨、規則等の中に役員会について明記されているもののうち、役員会規則の項目に照らし合わせて行った改正の概要について、説明があり、審議の結果、了承された。

7. 教員の大学に対する教育貢献度に係るインセンティブ支給要項の改正について

山下理事より、現行の教育貢献度評価項目「授業担当コマ数」において、「副専攻」及び「インターフェース科目」を担当する教員に対して評価の重みを付ける旨、「授業開放科目受入受講者数」及び「高大連携プロジェクト登録学生数」について、新たに評価項目に追加する旨、説明があり、審議の結果、了承された。

末岡医学部長より、医学部及び附属病院における臨床実習等の教育貢献度評価の判断が難しい旨の意見があり、医学部においても、評価の数値化について、検討しているところではあるが、臨床実習に関する教員の貢献度についても、評価項目に入れるよう検討いただきたい旨の発言があった。

8. その他

附属図書館長候補者の指名について

学長より、令和3年3月31日付で附属図書館長が辞任するにあたり、後任を指名する必要がある旨、附属図書館長が任期途中で辞任した場合、現在の附属図書館長を推薦した学部より後任を推薦する必要がある旨、附属図書館長の任期途中の辞任について、前例がないことから、教育研究評議会において、意見を伺いたい旨、説明があり、後任として、農学部の石丸幹二教授が指名された。特に意見はなかった。

○ 報告事項

1. 全学委員会等の審議状況報告について

渡理事より、令和2年度第4回中期目標・中期計画実施本部会議及び令和2年度第7回拡大役員懇談会について報告があった。次いで、山下理事より、令和2年度第10回学生委員会、令和2年度第11回学生委員会及び令和2年度第6回教育委員会について報告があった。次いで、寺本理事より、令和2年度第5回総合研究戦略会議について報告があった。

2. 令和3年度前学期の講義等の実施にかかる方針について

山下理事より、令和3年度前学期の講義等の実施にかかる方針を策定した旨、本方針の内容について、説明があった。

荒木評議員より、現行の方針では、対面授業と遠隔授業が混在する日が出てくる可能性があることから、学内における遠隔授業を受けることができるスペースの確保について、質問があった。山下理事より、このことに対応するには授業を組み替えることが理想であるが、対応が難しい旨、今年度前学期において、遠隔授業を受けることができるスペースを提供していたが、利用率は高くなかったことから、現在の状況が好転すれば、対面授業が中心となり、遠隔

授業を受けるスペースの利用も少ないのではないかという予想である旨，説明があった。

3. その他  
特になし。

○ その他  
特になし。

以上